

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	放課後児童クラブファイル	
行政機関等の名称	逗子市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部保育課	
個人情報ファイルの利用目的	放課後児童クラブの入所に係る事務手続きのために利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	放課後児童クラブ入所申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	申請書の受理	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	逗子市放課後児童クラブ指定管理者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 逗子市総務部情報公開課	
	(所在地) 〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考	—	

## 別紙

1年度、2児童住民番号、3児童名、4児童カナ氏名、5児童性別、6児童住所、7大字コード(児童)、8大字名(児童)、9保護者住民番号、10保護者名、11対象開始年月日(保護者)、12対象終了年月日(保護者)、13扶養義務者住民番号、14扶養義務者名、15配偶者住民番号、16配偶者名、17生年月日(児童)、18措置開始年月日(児童)、19措置終了年月日(児童)、20母申請理由名、21父申請理由名、22入所決定日、23退所決定日、24解除事由名、25保育所名称、26保育所番号、27市年齢、28市階層、29市保育料、30学年、31小学校、32課税認定開始月、33課税認定終了月、34市民税均等割、35市民税所得割、36所得税、37固定資産税、38日割り日数、39電話区分(1)、40電話番号(1)、41電話区分(2)、42電話番号(2)、43電話区分(3)、44電話番号(3)、45世帯番号、46入所決定区分、47申請日、48入所調査日、49解除事由、50所在地、51処遇加算、52申込期間開始日、53申込期間終了日、54不承諾日、55異動日、56保育異動事由、57保育異動事由名、58算定月、59国階層、60国減額、61国徴収金、62支弁額、63市減額、64市減額名、65市決済年月日、66課税異動事由、67課税異動事由名、68課税認定年月日、69在籍小学校コード、70長期休暇 春休み(4月)、71長期休暇 夏休み、72長期休暇 冬休み、73長期休暇 春休み(3月)、74利用月(4月)、75利用月(5月)、76利用月(6月)、77利用月(7月)、78利用月(8月)、79利用月(9月)、80利用月(10月)、81利用月(11月)、82利用月(12月)、83利用月(1月)、84利用月(2月)、85利用月(3月)、86利用曜日(日)、87利用曜日(月)、88利用曜日(火)、89利用曜日(水)、90利用曜日(木)、91利用曜日(金)、92利用曜日(土)、93利用時間(平日)、94利用時間名称(平日)、95利用時間(休業日)、96利用時間名称(休業日)、97加算額、98加算額名、99単価、100調定区分名(期別)、101保育料(期別)、102減免理由(期別)、103減免額(期別)